

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う ガス料金・電気料金に関する特別措置の追加対応の適用について（第4報）

新型コロナウイルス感染症により感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

大東ガス株式会社では、3月24日、5月9日、5月25日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うガス料金・電気料金に関する特別措置の適用について弊社ホームページ上にて公表しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、特例措置の適用期間の延長および対象月の拡大を実施いたします。

つきましては、下記のとおり特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容（赤字は5月25日付お知らせからの追加・変更事項）

<ガス料金>

- ・2020年3月（ただし、早収料金適用期限が3月25日以降となるもの）、4月、5月検針分の各ガス料金の早収料金適用期間をそれぞれ**120日間延長**いたします。
- ・6月検針分のガス料金の早収料金適用期間を**90日間延長**いたします。
- ・7月検針分のガス料金の早収料金適用期間を**60日間延長**いたします。
- ・**8月検針分のガス料金の早収料金適用期間を30日間延長**いたします。

※従来は3月、4月、5月検針分のガス料金の早収料金適用期間をそれぞれ90日間、6月検針分のガス料金の早収料金適用期間を60日間、7月検針分のガス料金の早収料金適用期間を30日間延長。

※早収料金適用期間は、ガス料金支払義務発生日の翌日から起算して20日間です。ガス料金のお支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（遅収料金）をガス料金としてお支払いいただきます。

<電気料金>

- ・2020年3月、4月、5月検針分の各電気料金の支払期限をそれぞれ**120日間延長**いたします。
- ・6月検針分の電気料金の支払期限を**90日間延長**いたします。
- ・7月検針分の電気料金の支払期限を**60日間延長**いたします。

・ 8 月検針分の電気料金の支払期限を 30 日間延長いたします。

※従来は 3 月、4 月、5 月検針分の電気料金の支払期限をそれぞれ 90 日間、6 月検針分の電気料金の支払期限を 60 日間、7 月検針分の電気料金の支払期限を 30 日間延長。

※支払期限日は、電気の検針日の翌日から起算して 70 日目です。支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

これらの特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

大東ガス株式会社 料金課 049-259-1112

【受付時間】

8:30～17:00（土日祝日を除く）